

広報

あいづばんげ

6

2015 No.610



CONTENTS ~今月の内容~ 表紙「坂下東小学校大運動会」

- | | | | |
|----|--------------------|----|----------------|
| 2 | プレミアム付き商品券を販売します | 14 | 町史編さんだより |
| 3 | 子育て世帯臨時特例給付金の申請受付中 | 15 | 食育だより |
| 4 | 地域防災計画策定 | 16 | 図書室だより |
| 6 | 消防団春季検閲式 | 17 | まちの話題 |
| 8 | 特定健診のススメ | 20 | お知らせ版インフォメーション |
| 10 | 会津坂下町地域包括支援センターより | 24 | 健康づくり・すこやか |
| 11 | 介護保険料が変わりました | 25 | 6月の保健ガイド・戸籍の窓口 |
| 12 | ふくしま駅伝メンバー募集 | 26 | 第4回ばんげ子どもフェスタ |
| 13 | バンビデーが開催されました | | |

AR マークで動画配信中!

AR のある写真にスマートフォン等をかざすと関連した動画が視聴できます。
ダウンロードおよび視聴方法はQRコードまたは、町ホームページで「AR」と検索! QRコード



プレミアム付き(20%)商品券で
地元でお得なお買い物!

プレミアム付き商品券 (総額1億8千万円) 発売

あいづばんげを
元気にしよう!!

6月28日(日)から
販売開始!!

○プレミアム付き商品券(こたけちゃん商品券)

【販売価格】 1セット10,000円(1,000円券10枚・500円券4枚 12,000円分)

500円券は地元店専用、1,000円券は全参加店共通

【販売限度額】 1戸当たり50,000円

①本日、全世帯に配布される申込書にてご購入ください。

②購入は先着順、完売次第終了です。

【発売日・場所】 第1回 6月28日(日)・29日(月) 中央公民館
6月30日(火)～ 会津坂下町商工会
第2回 7月26日(日) 中央公民館
7月27日(月)～ 会津坂下町商工会

【利用期間】 7月1日(水)～12月31日(木)

【取扱店舗】 本日、別に配布されるチラシをご覧ください。

【問い合わせ先】 会津坂下町商工会 ☎ 83-3139



○多子世帯子育て応援商品券

町では、多子世帯の子育てを応援するため、子育て応援商品券を交付します。

【対象】 町内に住所があり、18歳未満(平成9年4月2日以降生まれ)のお子さんが3人以上いる世帯

【交付額】 第3子以降の人数に応じ10,000円

(例) 18歳未満のお子さんが4人の場合

10,000円×2人(第3.4子分) = 20,000円

【申請】 申請期間は6月2日(火)～6月30日(火)です。忘れずに申請してください。
6月17日(水)～6月23日(火)は午後7時まで受付窓口を延長します。(土日を除く。)

6月1日から対象者へ申請書を送付します。

【申請場所】 役場南分庁舎(旧福島銀行)

【その他】 商品券の利用できる商店および利用期間は、上記のプレミアム付き商品券と同じです。

【問い合わせ先】 子ども課 子ども支援班 ☎ 84-3712



○プレミアム住まいる券

町では、町内施工業者への発注・施工による住宅改修費用を支援するため、プレミアム住まいる券を交付します。

【対象工事】 個人住宅及び店舗兼用住宅のリフォーム工事など

※12月末までに工事が完了するもの

【発行額】 対象工事の10%分を交付します。 交付限度額10万円(千円単位)

【申込受付】 10月23日(金)まで ※申請受付中(先着順)

【その他】 詳細は、4月10日配布の『募集開始のお知らせ』をご覧ください。

【問い合わせ先】 建設課 都市土木班 ☎ 84-1506



☆アンケートにご協力ください

プレミアム付き商品券などは国の地方創生にかかる地域消費喚起・生活支援型交付金を活用しています。商品券などの購入の際にアンケートをお渡ししますので、今後の施策に活かすため、ご協力をお願いします。

平成27年度 「子育て世帯臨時特例給付金」申請受付中

消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

この給付金を受け取るには、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。

対象となる方は、申請期間内に申請していただくようお願いします。

支給要件・申請方法

会津坂下町での支給対象者

※ 該当される方には申請書を直接郵送してあります。

子育て世帯臨時特例給付金の該当者で、平成27年度児童手当現況届の提出が必要な方には、6月上旬に児童手当現況届と一緒に郵送してあります。

※ 住民税の申告をしていない（未申告）方は、支給対象になりませんので、必ず申告をしてください。

[支給対象者]

次の全ての要件を満たす方が対象です。

1. 平成27年5月31日現在 会津坂下町に住所を有すること。
2. 平成27年6月分の児童手当の受給者であること。

平成27年6月分の特例給付の受給者は支給対象になりません。

※特例給付の受給者とは、平成26年中の所得が、児童手当の所得制限限度額以上である方(児童1人当たり月額一律5,000円が支給されている方)をいいます。

※所得制限限度額は、扶養親族の数で変わりますが、概ね620万円を超える所得になります。

[支給額]

対象児童1人につき 3,000円

[対象児童]

平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

※「臨時福祉給付金」の対象となる児童及び生活保護制度の被保護者にあたる児童についても対象となります。臨時福祉給付金の対象となる場合は、別途申請が必要となり申請受付は8月頃を予定しています。なお、該当者には申請書が届きます。

※〈注意点〉平成27年6月1日から給付金の支給決定までの間に亡くなられた児童は対象外になります。

[申請方法]

申請期間 6月2日(火)～9月30日(水)

提出書類 子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度)申請書(請求書)

※児童手当入金口座以外の口座を希望される場合は、次の書類が必要です。

本人確認書類(運転免許証、保険証などの写し)、通帳の写し

申請・問い合わせ先

子ども課 子ども支援班(南分庁舎1階)

☎ 84-3712(内線406)

○ 計画の体系

会津坂下町地域防災計画は、5編で構成し、それぞれの災害について定めています。

第1編 総則編	総則	計画の目的および方針などを記載
	会津坂下町の概要	災害要因・住民の責務などを記載
第2編 一般災害対策編	災害予防計画災害	災害を予防するために平常時から事前準備として行う対策
	応急対策計画災害	大規模な災害が発生した場合の対策
	復旧対策計画	被災からの復旧・復興対策
第3編 地震災害対策編	総則	計画の目的および方針や会津坂下町の地震災害などを記載
	災害予防計画	地震災害に対応するため平常時から事前準備として行う対策
	災害応急対策計画	大規模な地震災害が発生した場合の対策
	災害復旧対策計画	被災からの復旧・復興対策
第4編 事故対策編	総則、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策、林野火災対策	
第5編 原子力災害対策編	総則（原子力防災対策の特殊性および複合災害への備え）、原子力災害事前準備、原子力災害応急対応、原子力災害中長期対策	
参考・資料編	防災関係条例、用語の解説、土砂災害危険箇所、指定避難所他	

○ 避難行動

拘束力	避難情報	状況（町の行動）	住民の方々に求める行動
	避難準備情報	人的被害が発生するおそれが高まった状況 住民の方々に避難の準備を促し、避難に時間がかかる避難行動要支援者の方々に速やかに安全な場所（指定避難所）に避難していただくために発令します。	避難に時間がかかる避難行動要支援者を、地域の住民の方々は声をかけあって支援し避難行動を開始してください。
	避難勧告	人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況 対象地区の住民の方々にに対し、避難の為の立ち退きを勧め、または促すために発令します。	住民の方々と声をかけあって、全ての方が避難を開始してください。
	避難指示	人的被害が発生する危険性が非常に高まった状況 被害が発生する危険性が目前に迫っている場合に速やかに避難させるために発令します。	避難していない場合は、速やかに避難しましょう。

※ 屋外を移動して避難することによりかえって危険がおよぶおそれがある場合に限り、屋内での退避など安全確保の措置を指示することもあります。

○ 指定避難所の見直し

＜新たに「健康管理センター」を福祉避難所として指定しました＞

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を、健康状態に応じて安心して避難生活ができる体制を整備します。（開設期間は、原則、災害発生の日から起算して7日以内とします。）



安否確認・避難支援

専門職などによるアセスメント

この地域防災計画は、中央公民館図書室や町ホームページで閲覧できます。

【問い合わせ先】 総務課 危機管理班 ☎ 84-1533

地域防災計画（平成26年修正）を策定しました

「会津坂下町地域防災計画」は、「災害対策基本法」第42条規定に基づき、会津坂下町防災会議が作成するものです。

災害対策基本法第2条第1号で規定している災害に関し、町民、事業者、防災関係機関等が相互に連携し、「自助」「共助」「公助」を実現し、その所掌する災害予防対策、災害応急対策、復旧対策を実施することにより、地域や町民の方々の生命、身体および財産を災害から守ることを目的としています。

会津坂下町防災会議（会長：会津坂下町長、構成機関24機関、委員総数32名）では、大雨、地震、さらには、原子力災害の発生など、様々な災害に対応するため、「会津坂下町地域防災計画」を策定しました。

○ 改正の背景

町では、阪神・淡路大震災を契機として、平成17年に全面見直しを行いました。直後に中越地震、平成23年3月には東日本大震災、また全国的に発生している自然災害の教訓を生かして、防災基本計画と福島県地域防災計画が改正されました。

こうした背景をもとに、会津坂下町地域防災計画を全面改正しました。

○ 改正の基本方針

- (1) 過去の大災害などからの教訓を反映する。
- (2) 自助・共助・公助の役割を再度明確化し、それぞれの主体の力を強めるための方策を一層推進する。



AR

会津坂下町消防団 春季検閲式



永年勤続章【敬称略】

【第一分団】

柏木 克公 荒井 康之
田村 圭

【第二分団】

渡部 貴幸 新國竜太郎
荒井 博文 江川 秀幸
青津 努

【第三分団】

長峯 秀之 大塚 一義
大堀 貴久

【第四分団】

武田 修 五十嵐寛敬
齋藤 隆宏

【第五分団】

高畑 三豊 齋藤 博之
松本 功

【第六分団】

小野 巧 佐藤 雅彦
鈴木 義之 渡辺 学
板橋 利成

【第七分団】

小畑 哲志

功績章【敬称略】

【第一分団】

柏木 克公 山垣 睦

【第二分団】

新國竜太郎

【第三分団】

大竹 邦佳 武藤 洋之

【第四分団】

石川 和則 伊藤 友和
若桑 勝豊



会津坂下町消防団春季検閲式が4月26日、坂下南小学校グラウンドで行われました。式には消防団員約435名が参加し、整然と通常点検、小隊訓練、機械器具点検を受けました。今年度の新団員34名、新女性班員10名、新ラップ隊長1名、新ラップ隊員3名に黒澤団長より辞令が交付され、新入団員を代表し、第三分団第五班稲垣慎太郎さんが力強い宣誓をしました。その後、消防活動に功労があった下記の団員にそれぞれ表彰状が贈られました。

【第五分団】

佐藤 信行 福地 良貴

【第六分団】

佐藤 勝仁 桑原 慶太

【第七分団】

藤川 将仁 椎野 陽介

精勤章【敬称略】

【第一分団】

遠藤 利哉 小瀧 真一
高森 康治 吉川 雄介

【第二分団】

磯目 智 宮田 武幸
小野 智 山内健太郎
菊地 哲也 中島 仁
青山 和則

【第三分団】

塚原 成佳 三澤 信彦
小熊 太 高橋 猛

【第四分団】

薄 憲 杉原 誠
湯浅 幸貴 上野 晃一
白井 敦

【第五分団】

高畑 勝一 永山 和誠

【第六分団】

酒井 崇敦 福地 真之

【第七分団】

佐瀬 大樹 伊藤 彰康
田部 仁和

退職団員感謝状【敬称略】

前第三分団長 猪俣 幸次